

水道料金の債権放棄について

1. 趣 旨

水道料金の未収金については、督促状や催告状の送付、現地訪問による折衝を経て、最終的には給水停止措置を行うことで、年間調定額の99.96%と、ほぼ100%の徴収ができています。

しかし、一部には無届転居による所在不明や破産・廃業等により回収が困難になっているものがあり、これらの債権は、権利を放棄しない限りいつまでも債権債務として残ることから浜松市債権管理条例に基づき債権を放棄した。

なお、この放棄額は、年間調定額の0.04%に相当する。

2. 放棄年月日 令和3年3月31日

3. 適用条項 浜松市債権管理条例第12条第1項各号

4. 放棄債権の内訳

放棄理由	人数	件数	金額	参考（前年度）
破産事件の終結	35人	62件	1,045,535円	776,647円
廃業等	5人	8件	16,938円	32,211円
死亡	41人	76件	145,398円	39,270円
転居先不明等	501人	941件	1,986,965円	1,778,229円
その他（※）	158人	291件	1,087,561円	1,542,837円
計	740人	1,378件	4,282,397円	4,169,194円

（※）2年の消滅時効が到来した後も徴収努力したが完納に至らず、下水道使用料の消滅時効に合わせ債権放棄したもの。